

事務連絡

2023(令和5)年1月5日

一般社団法人 日本船舶電装協会
会員及び賛助会員の皆様へ

一般社団法人 日本船舶電装協会
専務理事 白井 精一

リチウムイオン電池による蓄電池システムに係る NK 鋼船規則等の改正について

会員各社におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、NK 鋼船規則 H 編が改正され、リチウムイオン電池により構成される総容量 20 kWh 以上の蓄電池システム及び関連機器について、附属書 2.11.1-2.が定められるとともに、関連で鋼船規則検査要領 H 編が改正され、2023 年 1 月 1 日から施行されましたのでお知らせします。

また、2022(令和4)年 11 月 11 日付け事務連絡「船舶安全法関連法令に定める無線設備の選択から携帯電話を除外する対策について」の文末に、「リチウム蓄電池の船舶への利用について」(資料は後日送付予定)としていた資料が、今次改正を踏まえて一部修正されましたので下記2のとおり添付します。

記

1. NK

鋼船規則 H 編 2022 年第 2 回改正

鋼船規則検査要領 H 編 2022 年第 2 回改正

2. 「リチウム蓄電池の船舶への利用について」(2022(令和4)年 11 月 11 日付け事務連絡の関連資料)

関東運輸局 海上安全環境部 首席海事技術専門官 清水 武史 様

以上